

## 幸区区民会議要綱素案

### 1 趣旨

川崎市区民会議条例第 1 条の規定に基づき設置する幸区区民会議の組織について、条例施行規則に定めることのほか、必要な事項を定める。

### 2 委員の推薦団体

区長は、施行規則に規定する分野に基づき、地域社会の課題解決を推進する上で、委員への推薦が必要と思われる団体を選定する。

また、区長は、地域社会の課題等の変化に応じて、推薦団体について見直すことができるものとする。

### 3 委員の推薦

- (1) 推薦団体は、区長から委員推薦依頼を受けたときは、すみやかに委員の推薦を行う。
- (2) 推薦する委員は当該団体に所属する者でなければならない。
- (3) 推薦団体が委員を変更したい場合は、区長を通じて変更するものとする。

### 4 委員の公募

委員の公募についての人数、資格、任期及び選考方法等、必要な事項については区長が別途定める。

### 5 区長の委員選任

- (1) 区長は、性別、世代、地域のバランスのほか、さまざまな観点を考慮し、委員を選任する事ができる。
- (2) (1) により選任され、承諾する場合は、区長に伝えるものとする。

### 6 委員の再任

区民会議自体の活性化を図る上で、委員の再任回数については、2 回とする。

### 7 委員長及び副委員長

- (1) 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期終了までとする。
- (2) 任期中に委員長または副委員長が欠けたときは、補うことができる。

8 専門部会

- (1) 専門部会の設置は、委員長が区民会議に諮り、これを定める。
- (2) 設置決定の際には併せて、調査検討の内容や構成する委員のほか、開催する頻度や結果を報告する時期について諮るものとする。

9 区民への周知

- (1) 区長は調査審議の結果及びこれに対する取り組みの状況等について、市政だよりやホームページ等により区民への周知に努めるものとする。
- (2) 区長は、広く区民の参加を推し進めるため、会議の制度や会議及び専門部会の開催日時その他必要な事項について、積極的に区民への発信に努めるものとする。